狛江市規則第67号

狛江市組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年11月19日

狛江市長　松原　俊雄

狛江市組織規則の一部を改正する規則

令和８年11月19日
規則第67号

狛江市組織規則（平成20年規則第３号）の一部を次のように改正する。

改　正　後

別表第２（第11条関係）

部	課等	係等	分掌事務
（略）			
地域文化スポーツ部	産業振興課	商工・観光係	（１）商工業の振興に関すること。 （２）商工業団体との連絡調整に関すること。 （３）企業活動支援に関すること。 （４）中小企業への資金融資及び助成に関すること。 （５）消費者の保護及び相談に関すること。 （６）消費者団体との連絡調整に関すること。 （７）観光に関すること。 （８）労働に関すること。 （９）撮影支援に関するこ

改　正　前

別表第２（第11条関係）

部	課等	係等	分掌事務
（略）			
地域文化スポーツ部	産業振興課	商工・観光係	（１）商工業の振興に関すること。 （２）商工業団体との連絡調整に関すること。 （３）企業活動支援に関すること。 （４）中小企業への資金融資及び助成に関すること。 （５）消費者の保護及び相談に関すること。 （６）消費者団体との連絡調整に関すること。 （７）観光に関すること。 （８）労働に関すること。 （９）撮影支援に関するこ

改　正　後			
			と。 (10)計量思想の普及及び計量検定に関すること。 (11)家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び消費生活製品安全法（昭和48年法律第31号）の表示調査等に関すること。 (12)中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく認定等に関すること。 (13)ふるさと納税に関すること。 (14)部内及び課内の庶務に関すること。
		農政係	(１)農業の振興に関すること。 (２)農業団体との連絡調整に関すること。 (３)市民農園に関すること。
	文化スポーツ振興	文化スポーツ振興	(１)文化施設の管理及び運営に関すること。

改　正　前			
			と。 (10)計量思想の普及及び計量検定に関すること。 (11)家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号）及び消費生活製品安全法（昭和48年法律第31号）の表示調査等に関すること。 (12)中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号）に基づく認定等に関すること。 (13)ふるさと納税に関すること。 (14)部内及び課内の庶務に関すること。
		農政係	(１)農業の振興に関すること。 (２)農業団体との連絡調整に関すること。 (３)市民農園に関すること。
	文化スポーツ振興	文化スポーツ振興	(１)文化施設の管理及び運営に関すること。

改　正　後				改　正　前			
	課	係	（２）芸術及び文化（文化財を除く。）に関すること。 （３）スポーツ施設の管理運営に関すること。 （４）狛江市スポーツ推進審議会に関すること。 （５）狛江市スポーツ推進委員に関すること。 （６）体育、スポーツ及びレクリエーションへの調査研究、統計、計画実施及び指導奨励に関すること。 （７）体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。 （８）スポーツ及びレクリエーション団体の連絡及び指導育成に関すること。 （９）その他体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること。		課	係	（２）芸術及び文化（文化財を除く。）に関すること。 （３）スポーツ施設の管理運営に関すること。 （４）狛江市スポーツ推進審議会に関すること。 （５）狛江市スポーツ推進委員に関すること。 （６）体育、スポーツ及びレクリエーションへの調査研究、統計、計画実施及び指導奨励に関すること。 （７）体育、スポーツ及びレクリエーション活動の普及啓発に関すること。 （８）スポーツ及びレクリエーション団体の連絡及び指導育成に関すること。 （９）その他体育、スポーツ及びレクリエーションに関すること。
	協働コミュニティ	市民協働推進係	（１）市民参画と市民協働のための企画立案及び調		協働コミュニティ	市民協働推進係	（１）市民参画と市民協働のための企画立案及び調

改　正　後				改　正　前			
	課		整に関すること。 （２）国際化に関すること。 （３）人権に関すること。 （４）平和事業に関すること。 （５）男女共同参画社会の実現への総合的な施策の推進及び調整に関すること。 （６）犯罪被害者支援に関すること。 （７）狛江市市民活動支援センター事業に関すること。 （８）生涯学習の計画及び推進に関すること。 （９）課内の庶務に関すること。		課		整に関すること。 （２）国際化に関すること。 （３）人権に関すること。 （４）平和事業に関すること。 （５）男女共同参画社会の実現への総合的な施策の推進及び調整に関すること。 （６）犯罪被害者支援に関すること。 （７）狛江市市民活動支援センター事業に関すること。 （８）生涯学習の計画及び推進に関すること。 （９）課内の庶務に関すること。
		コミュニティ推進係	（１）地域・地区センターの管理及びセンター間の総合調整に関すること。 （２）各地域・地区センター運営協議会に関すること。 （３）町会及び自治会に関			コミュニティ推進係	（１）地域・地区センターの管理及びセンター間の総合調整に関すること。 （２）各地域・地区センター運営協議会に関すること。 （３）町会及び自治会に関

改　正　後			
			すること。 （４）友好都市に関すること。 （５）コミュニティ助成及び施策に関すること。
福祉保健部	福祉政策課	福祉政策係	（１）福祉サービスに関する基本的施策の企画及び総合調整に関すること。 （２）民生委員・児童委員に関すること。 （３）狛江市福祉基本条例（令和２年条例第８号）に関すること。 （４）地域福祉計画に関すること及び障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉保健計画等の策定に係る総合調整に関すること。 （５）市民福祉推進委員会に関すること。 （６）社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （７）保護司会に関すること。

改　正　前			
			すること。 （４）友好都市に関すること。 （５）コミュニティ助成及び施策に関すること。
福祉保健部	福祉政策課	福祉政策係	（１）福祉サービスに関する基本的施策の企画及び総合調整に関すること。 （２）民生委員・児童委員に関すること。 （３）狛江市福祉基本条例（令和２年条例第８号）に関すること。 （４）地域福祉計画に関すること及び障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画、高齢者福祉保健計画等の策定に係る総合調整に関すること。 （５）市民福祉推進委員会に関すること。 （６）社会福祉協議会との連絡調整に関すること。 （７）保護司会に関すること。

改　正　後			
			（８）再犯防止の推進に関すること。 （９）災害弔慰金の支給に関すること。 (10)戦没者等及び旧軍人等に関すること。 (11)日本赤十字社に関すること。 (12)社会福祉法人の指導・監査及び認可に関すること。 (13)地域包括ケアシステムの総合調整に関すること。 (14)多世代・多機能交流拠点に関すること。 (15)他の所管に属さない福祉に関すること。 (16)部内の総合調整に関すること。 (17)部内の庶務に関すること。
	福祉相談課	生活支援係	（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施に関

改　正　前			
			（８）再犯防止の推進に関すること。 （９）災害弔慰金の支給に関すること。 (10)戦没者等及び旧軍人等に関すること。 (11)日本赤十字社に関すること。 (12)社会福祉法人の指導・監査及び認可に関すること。 (13)地域包括ケアシステムの総合調整に関すること。 (14)多世代・多機能交流拠点に関すること。 (15)他の所管に属さない福祉に関すること。 (16)部内の総合調整に関すること。 (17)部内の庶務に関すること。
	福祉相談課	生活支援係	（１）生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく保護の決定及び実施に関

改　正　後			
			すること。 （２）生活保護世帯の法外援護等に関すること。 （３）生活保護等の相談に関すること。 （４）行旅病人等の救護に関すること。 （５）生活保護の経理に関すること。 （６）緊急援護資金に関すること。 （７）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく施策に関すること。 （８）生活困窮者自立支援事業に関すること。 （９）課内の庶務に関すること。
		相談支援係	（１）障がい者等に係る相談支援に関すること。 （２）障がい福祉サービス等の支給決定に関するこ

改　正　前			
			すること。 （２）生活保護世帯の法外援護等に関すること。 （３）生活保護等の相談に関すること。 （４）行旅病人等の救護に関すること。 （５）生活保護の経理に関すること。 （６）緊急援護資金に関すること。 （７）中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成６年法律第30号）に基づく施策に関すること。 （８）課内の庶務に関すること。
		相談支援係	（１）障がい者等に係る相談支援に関すること。 （２）障がい福祉サービス等の支給決定に関すること。 （３）障害支援区分判定審

改　正　後			
			と。 （３）障害支援区分判定審査会に関すること。 （４）身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。 （５）精神保健福祉事業に関すること。 （６）高齢者に係る相談支援に関すること。 （７）高齢者の虐待防止等権利擁護に関すること。 （８）高齢者のやむを得ない事由による措置に関すること。 （９）高齢者見守り相談窓口設置事業に関すること。
		障がい者基幹相談支援センター担当	（１）障がいの総合相談及び専門相談に関すること。 （２）障がい者の虐待防止等権利擁護に関すること。 （３）障がい者の地域移行

改　正　前			
			査会に関すること。 （４）身体障害者手帳、愛の手帳及び精神障害者保健福祉手帳に関すること。 （５）精神保健福祉事業に関すること。 （６）高齢者に係る相談支援に関すること。 （７）高齢者の虐待防止等権利擁護に関すること。 （８）高齢者のやむを得ない事由による措置に関すること。 （９）高齢者見守り相談窓口設置事業に関すること。
		障がい者基幹相談支援センター担当	（１）障がいの総合相談及び専門相談に関すること。 （２）障がい者の虐待防止等権利擁護に関すること。 （３）障がい者の地域移行及び地域定着の支援に関すること。

改　正　後			
			及び地域定着の支援に関すること。 （４）相談支援事業者への支援等に関すること。 （５）地域自立支援協議会に関すること。
	高齢障がい課	障がい者支援係	（１）心身障がい者及び難病者の福祉手当の支給に関すること。 （２）心身障がい者の医療助成に関すること。 （３）障がい者福祉サービスの整備、調整に関すること。 （４）障がい者及び難病者の在宅福祉サービスの整備及び実施に関すること。 （５）障がい者の福祉施設の整備及び運営に関すること。 （６）自立支援医療、難病者等に関すること。 （７）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関すること。

改　正　前			
			（４）相談支援事業者への支援等に関すること。 （５）地域自立支援協議会に関すること。
	高齢障がい課	障がい者支援係	（１）心身障がい者及び難病者の福祉手当の支給に関すること。 （２）心身障がい者の医療助成に関すること。 （３）障がい者福祉サービスの整備、調整に関すること。 （４）障がい者及び難病者の在宅福祉サービスの整備及び実施に関すること。 （５）障がい者の福祉施設の整備及び運営に関すること。 （６）自立支援医療、難病者等に関すること。 （７）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画に関すること。 （８）指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談

改　正　後			
			(８)指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者の指定に関すること。 (９)障がい者福祉サービス提供事業者の指導・監査に関すること。 (10)課内の庶務に関すること。
		高齢者支援係	(１)高齢者福祉サービスの整備、調整及び決定に関すること。 (２)介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険に係る保険給付に関することを除く。）に関すること。 (３)生活支援体制整備事業に関すること。 (４)高齢者に対する各種手当等に関すること。 (５)在宅医療と介護の連携の推進に関すること。 (６)介護予防、生活支援に関する事業等高齢者在宅サービスの整備及び実

改　正　前			
			支援事業者の指定に関すること。 (９)障がい者福祉サービス提供事業者の指導・監査に関すること。 (10)課内の庶務に関すること。
		高齢者支援係	(１)高齢者福祉サービスの整備、調整及び決定に関すること。 (２)介護予防・日常生活支援総合事業（介護保険に係る保険給付に関することを除く。）に関すること。 (３)生活支援体制整備事業に関すること。 (４)高齢者に対する各種手当等に関すること。 (５)在宅医療と介護の連携の推進に関すること。 (６)介護予防、生活支援に関する事業等高齢者在宅サービスの整備及び実施に関すること。 (７)介護保険法（平成９

改　正　後				改　正　前			
			施に関すること。 （７）介護保険法（平成９年法律第123号）に係る地域支援事業（総合相談、権利擁護を除く。）に関すること。 （８）シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 （９）高齢者住宅（シルバーピア）の入居者及び生活協力員に関すること。 (10) 高齢者の福祉施設（介護保険施設を除く。）の整備及び運営に関すること。 (11) 高齢者の住宅に関すること。 (12) 敬老思想に関すること。 (13) 高齢者保健福祉計画に関すること。 (14) 養護老人ホームへの措置に関すること。 (15) 認知症に関すること。				年法律第123号）に係る地域支援事業（総合相談、権利擁護を除く。）に関すること。 （８）シルバー人材センターとの連絡調整に関すること。 （９）高齢者住宅（シルバーピア）の入居者及び生活協力員に関すること。 (10) 高齢者の福祉施設（介護保険施設を除く。）の整備及び運営に関すること。 (11) 高齢者の住宅に関すること。 (12) 敬老思想に関すること。 (13) 高齢者保健福祉計画に関すること。 (14) 養護老人ホームへの措置に関すること。 (15) 認知症に関すること。 (16) 地域包括支援センターの運営に関すること。

改　正　後				改　正　前			
			(16)地域包括支援センターの運営に関すること。				
		介護保険係	(１)介護保険の被保険者資格に関すること。 (２)介護保険に係る保険給付に関すること。 (３)介護保険に係る保健福祉事業に関すること。 (４)介護保険サービス（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）提供事業者への助言及び指導・監査に関すること。 (５)介護保険に係る保険料の賦課及び徴収に関すること。 (６)要介護等認定に関すること。 (７)介護認定審査会に関すること。 (８)介護保険事業計画に関すること。 (９)介護保険特別会計予算に関すること。 (10)介護保険推進市民協			介護保険係	(１)介護保険の被保険者資格に関すること。 (２)介護保険に係る保険給付に関すること。 (３)介護保険に係る保健福祉事業に関すること。 (４)介護保険サービス（介護予防・日常生活支援総合事業を含む。）提供事業者への助言及び指導・監査に関すること。 (５)介護保険に係る保険料の賦課及び徴収に関すること。 (６)要介護等認定に関すること。 (７)介護認定審査会に関すること。 (８)介護保険事業計画に関すること。 (９)介護保険特別会計予算に関すること。 (10)介護保険推進市民協議会に関すること。 (11)指定地域密着型介護予防サービス事業者、指

改　正　後			
			議会に関すること。 (11)指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定に関すること。 (12)その他介護保険に関すること。
	健康推進課	健康衛生係	(１)健康施策の企画、調査及び実施に関すること。 (２)健康診査に関すること。 (３)医療機関等との連絡調整に関すること。 (４)休日診療に関すること。 (５)健康教育及び健康相談に関すること。 (６)健康づくり推進協議会に関すること。 (７)保健指導及び訪問指導に関すること。 (８)特定健診・特定保健

改　正　前			
			定居宅介護支援事業者及び介護予防・日常生活支援総合事業者の指定に関すること。 (12)その他介護保険に関すること。
	健康推進課	健康衛生係	(１)健康施策の企画、調査及び実施に関すること。 (２)健康診査に関すること。 (３)医療機関等との連絡調整に関すること。 (４)休日診療に関すること。 (５)健康教育及び健康相談に関すること。 (６)健康づくり推進協議会に関すること。 (７)保健指導及び訪問指導に関すること。 (８)特定健診・特定保健指導業務の支援に関すること。 (９)後期高齢者医療との

改　正　後				改　正　前			
			指導業務の支援に関すること。 (９)後期高齢者医療との連携に関すること。 (10)妊産婦・乳幼児以外の歯科健康診査及び歯科相談に関すること。 (11)狂犬病予防及び愛玩動物に関すること。 (12)がん検診及び結核検診に関すること。 (13)骨髄移植ドナー支援事業に関すること。 (14)予防接種及び感染症予防に関すること。 (15)自殺対策に関すること。 (16)受動喫煙防止に関すること。 (17)薬物乱用防止に関すること。 (18)専用水道事務等に関すること。 (19)災害医療に関すること。 (20)あいとぴあセンター				連携に関すること。 (10)妊産婦・乳幼児以外の歯科健康診査及び歯科相談に関すること。 (11)狂犬病予防及び愛玩動物に関すること。 (12)がん検診及び結核検診に関すること。 (13)骨髄移植ドナー支援事業に関すること。 (14)予防接種及び感染症予防に関すること。 (15)自殺対策に関すること。 (16)受動喫煙防止に関すること。 (17)薬物乱用防止に関すること。 (18)専用水道事務等に関すること。 (19)災害医療に関すること。 (20)あいとぴあセンターの維持管理に関すること。 (21)課内の庶務に関する

改　正　後			
			の維持管理に関すること。 (21)課内の庶務に関すること。
子ども家庭部	子ども若者政策課	企画政策係	(１)子ども・若者支援施策に係る総合調整及び企画立案に関すること。 (２)児童福祉サービスの整備、総合調整及び決定に関すること。 (３)子どもの権利擁護に関すること。 (４)青少年施策に関すること。 (５)その他児童福祉に関すること。 (６)部内及び課内の庶務に関すること。
		助成支援係	(１)児童手当、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (２)乳幼児医療費の助成に関すること。 (３)義務教育就学児医療

改　正　前			
			こと。
子ども家庭部	子ども若者政策課	企画政策係	(１)子ども・若者支援施策に係る総合調整及び企画立案に関すること。 (２)児童福祉サービスの整備、総合調整及び決定に関すること。 (３)子どもの権利擁護に関すること。 (４)青少年施策に関すること。 (５)その他児童福祉に関すること。 (６)部内及び課内の庶務に関すること。
		助成支援係	(１)児童手当、児童育成手当、児童扶養手当及び特別児童扶養手当に関すること。 (２)乳幼児医療費の助成に関すること。 (３)義務教育就学児医療費の助成に関すること。 (４)ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。

改　正　後			
			費の助成に関すること。 （４）ひとり親家庭等医療費の助成に関すること。 （５）高校生等医療費の助成に関すること。 （６）ひとり親家庭及び女性福祉施策に関すること。
	子ども家庭課	児童相談係	（１）児童相談に関すること。 （２）要支援児童、要保護児童等への支援に関すること。 （３）児童虐待対策に関すること。 （４）要保護児童対策地域協議会に関すること。 （５）里親に関すること。 （６）課内の庶務に関すること。
		母子保健係	（１）母子保健事業に関すること。 （２）妊産婦・乳幼児の歯科健康診査及び歯科相談に関すること。

改　正　前			
			（５）高校生等医療費の助成に関すること。 （６）ひとり親家庭及び女性福祉施策に関すること。
	子ども家庭課	児童相談係	（１）児童相談に関すること。 （２）要支援児童、要保護児童等への支援に関すること。 （３）児童虐待対策に関すること。 （４）要保護児童対策地域協議会に関すること。 （５）里親に関すること。 （６）課内の庶務に関すること。
		母子保健係	（１）母子保健事業に関すること。 （２）妊産婦・乳幼児の歯科健康診査及び歯科相談に関すること。 （３）食育に関すること。 （４）小児初期救急平日準夜間診療事業に関するこ

改　正　後			
			（３）食育に関すること。 （４）小児初期救急平日準夜間診療事業に関すること。 （５）未熟児養育医療に関すること。
	子ども発達支援課	子ども発達支援係	（１）子どもの育ち並びに子育て家庭への支援、相談及び調整に関すること。 （２）子ども家庭支援センターに関すること。 （３）児童発達支援センターに関すること。 （４）ファミリーサポートセンターに関すること。 （５）在宅家庭サービスの調整及び決定に関すること。 （６）その他子どもの発達支援に関すること。
	児童育成課	保育・幼稚園担当	（１）保育サービス及び幼稚園利用に関すること。 （２）幼児教育・保育事業の推進及び調整に関する

改　正　前			
			と。 （５）未熟児養育医療に関すること。
	子ども発達支援課	子ども発達支援係	（１）子どもの育ち並びに子育て家庭への支援、相談及び調整に関すること。 （２）子ども家庭支援センターに関すること。 （３）児童発達支援センターに関すること。 （４）ファミリーサポートセンターに関すること。 （５）在宅家庭サービスの調整及び決定に関すること。 （６）その他子どもの発達支援に関すること。
	児童育成課	保育・幼稚園担当	（１）保育サービス及び幼稚園利用に関すること。 （２）幼児教育・保育事業の推進及び調整に関すること。 （３）保育事業の諸計画及び実施に関すること。

改　正　後				改　正　前			
			こと。 （３）保育事業の諸計画及び実施に関すること。 （４）課内の庶務に関すること。				（４）課内の庶務に関すること。
		保育園等管理・運営支援担当	（１）公立保育園の運営及び施設の維持管理に関すること。 （２）私立保育施設等の連絡調整及び助成に関すること。 （３）幼稚園の連絡調整及び助成に関すること。 （４）保育施設等の指導検査に関すること。			保育園等管理・運営支援担当	（１）公立保育園の運営及び施設の維持管理に関すること。 （２）私立保育施設等の連絡調整及び助成に関すること。 （３）幼稚園の連絡調整及び助成に関すること。 （４）保育施設等の指導検査に関すること。
		放課後対策推進担当	（１）学童保育所の管理運営及び連絡調整に関すること。 （２）放課後児童健全育成事業に関すること。 （３）児童館の総括的管理運営及び連絡調整に関すること。 （４）学童保育所の入所児童の育成に関すること。			放課後対策推進担当	（１）学童保育所の管理運営及び連絡調整に関すること。 （２）放課後児童健全育成事業に関すること。 （３）児童館の総括的管理運営及び連絡調整に関すること。 （４）学童保育所の入所児童の育成に関すること。 （５）小学生クラブに関すること。 （６）育成料の調定徴収に

改　正　後				改　正　前			
			（５）小学生クラブに関すること。 （６）育成料の調定徴収に関すること。				関すること。
（略）				（略）			

付　則

この規則は、公布の日から施行する。